

市からの連絡帳



税・年金

今年度の納期です

今年度の市民税・都民税、固定資産税・都市計画税等の納期は、下表のとおりです。納税には口座振替が便利です。ご利用ください。

なお、納期限を過ぎると延滞金が増額されたり、差し押さえ等の滞納処分を受けることがあります。納期内の納税にご協力ください。

納税等にあたりお困りの事情がある方は、お気軽にご相談ください。

皆さんに納めていただいた税金は、福祉・教育・消防・衛生等の多くの事業や公共施設の整備事業等、いずれも皆さんの生活と関わりの中に活かされています。

納税課 田(☎内線1353)

| | | |
|-----|----------------------|----|
| 5月 | 固定資産税・都市計画税 軽自動車税 | 1期 |
| 6月 | 市民税・都民税(普通徴収) | 1期 |
| 7月 | 固定資産税・都市計画税 | 2期 |
| 8月 | 市民税・都民税(普通徴収) | 2期 |
| 10月 | 市民税・都民税(普通徴収) | 3期 |
| 12月 | 固定資産税・都市計画税 | 3期 |
| 1月 | 市民税・都民税(普通徴収) | 4期 |
| 2月 | 固定資産税・都市計画税 | 4期 |

納期限日は、各納期月の末日(ただし、12月は25日)です。
納期限日が土・日曜日、祝日等の金融機関休業日の場合は、翌金融機関営業日に繰り延べます
口座振替は、振替開始希望日の45日前までに申し込んでください。

不動産公売のお知らせ

市では、市税の滞納処分として差し押えた不動産について、入札による売却(公売)を行います。

公売による売却代金は、滞納市税等に充当されます。

公売予定日 5月29日(火)

公売物件等 物件・会場・入札時間等は決定次第、市報、市HPまたは市役所に置く「不動産公売案内」でご案内します。

詳細は担当へお問い合わせを。

納税課 田(☎内線1355・1359)

平成19年度の年金額

国民年金や厚生年金等の年金額は、実質的な価値が変わらないように物価変動に応じて改定する仕組み

5月の車座集会(タウンミーティング)のご案内

市民の皆さんのご提案やご意見を、市長が直接お聞きする車座集会を開催しています。

当日、直接会場へお越しください。

なお、車での来場はご遠慮ください。

| 日時 | 場所 |
|-----------------------------|--------------|
| 5月13日(日) 午後2時から 最大2時間 | 保谷庁舎 2階食堂 |

秘書課 田(☎内線1261)

がとられています。

平成18年の対前年比物価変動率は、プラス0.3%、また対前年比名目手取り賃金変動率は、0%となりました。

したがって、平成19年度の年金額は、平成18年度と同額となります。

老齢基礎年金(年額) 792,100円

障害基礎年金(年額)
1級 990,100円
2級 792,100円

遺族基礎年金(年額) 792,100円

☎武蔵野社会保険事務所
(☎0422-56-1411)

保険年金課 田(☎内線1492)
保(☎内線2137)

申請等

電子申請をご利用ください

市では、利用者の皆さんの利便性向上と行政手続や審査事務の効率化・迅速化を図るため、東京電子自治体共同運営協議会(東京都と都内区市町村が共同運営)の電子申請サービスを、平成17年1月より開始しています。

電子申請は、インターネットを利用して24時間いつでも申請・届出等の手続きができる仕組みです。

従来の紙による申請に加え、インターネットによる申請受付をご利用ください。

市で開始している電子申請サービス手続き等は下表のとおりです。

詳細は、各課へお問い合わせを。

「電子申請サービス」一覧

| 手続き名 | 担当課 | 備考 |
|-----------------|--------|---------|
| 講座等参加申込 | 生活文化課 | |
| 西東京市公文書開示請求 | 文書課 | |
| 住民票写し・記載事項証明書請求 | 市民課 | 電子署名が必要 |
| 住居表示変更証明書 | 秘書課 | |
| 軽自動車車検用納税証明書 | 納税課 | 電子署名が必要 |
| 畜犬死亡届申請 | 環境保全課 | |
| 乳幼児医療証の再交付申請 | 子育て支援課 | |
| 寄付金申込 | 秘書課 | |
| 固定資産税名寄せ帳写し申請 | 資産税課 | 電子署名が必要 |
| 固定資産税評価証明書申請 | 資産税課 | 電子署名が必要 |
| 固定資産税公課証明書申請 | 資産税課 | 電子署名が必要 |

申請手続きの電子化については、今後市報・市HPで順次お知らせします。

なお、電子申請に必要なパソコンの環境やサービスの詳細は、東京電子自治体共同運営HP(<http://www.e-tokyo.lg.jp/>)または同サービスコールセンターへ(☎0570-05-1090)お問い合わせを。

情報推進課 田(☎内線1152)

印鑑登録等の手続き

市内に住居登録または外国人登録をしている満15歳以上の方が申請できます。

申請に必要なもの
登録する印鑑

窓口に来た方の本人確認ができるもの

代理人による申請の場合は、上記のほか、代理人の認め印・代理人選任届(代理人の氏名、委任事項、本人の署名、登録する印鑑の押印等)が必要です。

即日登録
本人による申請で、次の～のいずれかがある場合は、即日登録・証明書の交付が受けられます。

運転免許証、パスポートその他官公署が発行した顔写真の貼付してある免許証、許可証、資格証明書等保証書(印鑑登録申請書に別記。印鑑登録申請者が本人であることを保証するもの) 西東京市で印鑑登録をされている方が保証書欄に署名、実印の押印、印鑑登録番号の記入をすれば保証人になれます。

西東京市民以外の方でも都内在住であれば保証人になれます。この場合は印鑑登録証明書の添付が必要です。

照会登録
本人による申請で、上記～の本人であることが確認できるものがない場合、代理人が申請する場合は、即日登録にはなりません。登録申請をすると本人あてに照会書を郵送します。照会書が届いたら、次のものを窓口を持参してください。登録完了時ご「西東京市民カード」を渡します。

照会書に別記の回答書に本人が署名、押印したものを

登録する印鑑

申請者の本人確認ができるもの(健康保険証、年金手帳等)

代理人が回答書を持参する場合は上記の他に照会書に別記の代理人選任届、代理人の認め印、代理人の本人確認のできるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証等)

登録手数料 200円

市民課 田(☎内線1461)
保(☎内線2131)

子育て

児童手当・児童育成手当

～児童手当制度が変わりました！～
4月1日から、3歳未満の児童の手当額が出生順位に関わらず、一律1万円となりました(平成16年4月1日以後に出生した児童が対象)

また、児童が3歳到達後の翌月から第1子、第2子の手当額は5,000円となります。児童手当を受給されている方については、特に手続きの必要はありません。6月初旬に「支払通知書」を送付する予定です。

新規申請
現在児童手当・児童育成手当を受給されていない方で支給要件に該当する方は、新規申請手続きが必要です。6月が年度更新月ですので、所得・扶養人数等の関係で新年度から該当の方は、5月中に申請してください。手当の支給は申請の翌月からとなります。所得が一定額以上の場合は、手当は支給されません(表2参照)

現況届
児童手当・児童育成手当を受給されている方に、5月末ごろに現況届の書類を郵送しますので、期限内に提出してください(郵送可)提出がない場合手当の支給が停止されます。

児童手当

☑小学校修了前(12歳到達後最初の年度末)の児童を養育している方

支給金額 表1参照

所得制限 表2参照

必要書類 表3参照(後日提出可)

児童育成手当

☑父・母が婚姻を解消、または同様の状態(父または母が死亡・重度の障害・生死不明・1年以上遺棄・婚姻によらないで懐胎(認知した父の扶養がある場合を除く)にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童を扶養している方

受給者が事実婚状態にある場合等は対象となりません。

支給金額 月額13,500円(児童1人あたり)

所得制限 表2参照

必要書類 表3参照(後日提出可)

児童育成手当(障害)

☑「愛の手帳」1～3度程度、「身体障害者手帳」1～2級程度または脳性麻痺、進行性筋萎縮症の障害がある20歳未満の児童を養育している方

支給金額 月額15,500円

所得制限 表2参照

必要書類 表3参照(後日提出可)

子育て支援課 田(☎内線1527)
保(☎内線2141)



表1 支給金額

| | | |
|---------------|-------------|-------------|
| 3歳未満の児童 | 10,000円(月額) | |
| 3歳以上小学校修了前の児童 | 第1子 | 5,000円(月額) |
| | 第2子 | 5,000円(月額) |
| | 第3子以降 | 10,000円(月額) |

表2 平成19年度所得制限額表(平成18年中の所得額)

| 扶養人数 | 児童手当 | | 児童育成手当 |
|------|------------------|-------------------|------------|
| | 国民年金加入および年金未加入の方 | 国民年金以外の年金に加入している方 | |
| 0人 | 4,600,000円 | 5,320,000円 | 3,604,000円 |
| 1人 | 4,980,000円 | 5,700,000円 | 3,984,000円 |
| 2人 | 5,360,000円 | 6,080,000円 | 4,364,000円 |
| 3人 | 5,740,000円 | 6,460,000円 | 4,744,000円 |

以降は1人増すごとに38万円加算

表3 申請に必要なもの

| | 児童手当 | 児童育成手当 | 児童育成手当(障害) |
|-------------------------------|------|--------|------------|
| 印鑑 | | | |
| 戸籍謄本(申請者および児童のもの) | | | |
| 19年度所得証明書 平成19年1月2日以降に転入の方 | | | |
| 健康保険者証の写し等 | | | |
| 申請者名義の預金口座のわかるもの(郵便局以外) | | | |
| 身体障害者手帳・愛の手帳(お持ちの方) | | | |
| その他(調査書類等) | | | |